

伝統的工芸品新商品開発・販路開拓支援事業（コンソーシアム事業）
補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、伝統的工芸品産業の商品開発力や販売力の強化を図るため、伝統的工芸品新商品開発・販路開拓支援事業（コンソーシアム事業）実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき事業を行う補助事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

（補助金交付対象者）

第2条 補助金の交付対象者は、コンソーシアムの代表事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付対象者から除外するものとする。

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は視点若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者の団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に避難されるべき関係を有しているとき。
- （5）法人等が刑事告訴された結果、又は民事法上の不法行為を行った結果、係争中であるとき。
- （6）県税を滞納しているとき。

（補助対象経費及び補助率）

第3条 補助金の交付の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるものとする。

2 補助金額は1,500千円以内とし、補助率は補助対象経費の2分の1以内の額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（補助金の交付申請）

第4条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- （1）事業計画書（別記第2号様式）
- （2）収支予算書（別記第3号様式）
- （3）その他知事が必要と認める書類

3 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方消費税法の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

4 補助金等交付申請書の提出期限は知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

2 知事は、前項による交付の決定を行うにあたっては、前条第3項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入消費税額を減額するものとする。

3 知事は、前条3項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第6条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助対象経費の30パーセントを超える増減
- (2) 補助事業計画の内容変更(ただし、軽微なものを除く。)
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止するとき

2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第5号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業変更計画書(別記第2号様式)
- (2) 変更収支予算書(別記第3号様式)
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書(別記第6号様式)により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書(別記第7号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第8条 規則第11条第1項の規定による事業遂行状況報告については、別記8号様式により知事が別に指定する日までに報告しなければならない。

(事業の着手)

第9条 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。ただし、補助金の交付申請者(以下「申請者」という。)が、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業を着手する必要がある場合には、申請者は、あらかじめ、知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した事前着手届(別記第9号様式)を知事に提出するものとする。

2 前項のただし書により交付決定の前に着手する場合には、申請者は、事業の内容及び補助金の交付が確実となってから着手するものとする。この場合において、申請者は交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすること、また、事業の全部又は一部が補助の対象とならないことがあることを了知の上で行うものとする。

(実績報告)

第10条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第10号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(別記第2号様式)
- (2) 収支精算書(別記第3号様式)
- (3) 証拠帳票類の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から30日以内

又は当該年度の2月末日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

- 4 補助事業者は実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、別記第11号様式により当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第11条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書(別記第12号様式)により行うものとする。
- 2 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。
- 3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることがある。

(補助金の交付)

- 第12条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は別記第13号様式のとおりとし、知事が必要と認める書類を添付するものとする。
- 2 この補助金は、80パーセント以内までは概算払により交付することができる。ただし、内容審査の結果、補助金の概算払をする必要があると認められる場合とする。
- 3 規則第16条第3項の概算払申請書は、別記第14号様式のとおりとする。

(雑則)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月11日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	補助対象経費	内 容
共通経費	会議費	コンソーシアムの企画運営会議に係る経費
新商品開発	報償費	コンソーシアム外部の専門家等謝金
	旅費	新商品開発に直接必要なコンソーシアム構成員や外部専門家等の旅費交通費，宿泊費
	通信運搬費	商品開発に必要な資材・試作品等輸送費等
	使用料・賃借料	商品開発に必要な機器，設備，備品等の使用料等
	原材料費	試作品の製作に必要な原材料費
	外注費	試作品製作（製造事業者等が製作する部分を除く），デザイン制作，パッケージ開発等商品開発に必要なコンソーシアム外部への委託費
	手数料	特許出願，商標登録出願等知的財産に必要な申請手数料等
	その他経費	上記に掲げるもののほか，知事が必要と認める経費
販路開拓等	報償費	コンソーシアム外部の専門家等謝金
	旅費	販路開拓等に直接必要なコンソーシアム構成員や外部専門家等の旅費交通費，宿泊費
	通信運搬費	販路開拓等に必要な新商品等輸送費等
	使用料・賃借料	販路開拓等に必要な会場，資機材等の使用料等
	広告費	各種メディア掲載料，広告宣伝費等
	外注費	開発商品の映像製作，WEBサイト掲載，パンフレット等各種媒体製作等販路開拓等に必要なコンソーシアム外部への委託費
	販売促進活動費	物産展・展示会等出展経費，クラウドファンディング出展経費，ECサイト掲載経費等
	その他経費	上記に掲げるもののほか，知事が必要と認める経費